

第22期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
剰余金の配当等の決定に関する方針
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

フランスベッドホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく、「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

① 業務運営の基本方針

当社の経営活動の根幹をなす「経営理念」は、以下のとおりとする。

【経営理念】

- ・創造と革新により『豊かさとやさしさ』のある暮らしの実現に貢献するヒューマンカンパニーを目指します。
- ・株主価値最大化の追求。付加価値の高い新商品・新サービスを創造します。
- ・経営資源の有効活用を図り、グループの総合力を強化します。

② 内部統制基本方針決議の内容

イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役は、自己に委嘱された職務領域について、法令、定款及びその他の社内規則等（以下、「法令等」という。）の遵守体制を構築する権限と責任を有する。
- ・当社の取締役会は、当社グループの取締役及び使用人が熟知すべきコンプライアンスに関する基本的考え方、体制の整備や推進活動の指針、コンプライアンスに係る全社員の基本的な行動基準を明記した企業指針である「フランスベッドホールディングスグループコンプライアンス基本方針」を制定する。また、企業倫理に関する基本規程である「フランスベッドホールディングスグループ企業倫理規程」や行動の範とすべき基準である「フランスベッドホールディングスグループ行動規範」を制定する。特に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力については、その排除を明記する。
- ・法令等の遵守に関する事項は、当社経理／総務グループが主管し、当社グループ間において横断的かつ効率的に推進するために、情報管理委員会（※）を設置する。
- ・法令等の遵守推進のために、法令等の遵守に関する研修等を実施し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の醸成に努める。
- ・当社グループは、フランスベッドホールディングスグループ内部通報保護規程を定め、社内と社外（弁護士事務所）に内部通報に関する相談窓口・通報受付窓口を設置する。
- ・使用人は、社内においてコンプライアンス違反行為が生じ、又は生じようとしている事実を知ったときは当窓口に通報（匿名可）しなければならない。
- ・当社グループは、正当な理由なく、内部通報の内容及び調査で得られた個人情報を開示することを禁止し、内部通報をした者に対して、そのことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- ・個人情報を適切に保護することが当社グループの社会的責務と認識し、個人情報保護に関する基本方針を定め、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努める。
- ・当社は内部監査組織として、監査室を設置する。監査室は、被監査部門等に対して十分な牽制機能を確保するために代表取締役会長兼社長の直轄部門とし、法令等の遵守状況及び業務活動の効率性など

- について、監査等委員会とも連携しつつ、当社グループに対し内部監査を実施し、業務の改善に向け具体的に助言・勧告を行う。
- ・当社グループにおける重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士等に相談し、必要な検討を行う。
 - ・会計監査人とは、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題についても随時相談し検討を行う。
- . 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項については、文書の作成、保存及び破棄を定めた「文書管理規程」に従うものとし、取締役又は監査等委員から、これらの文書の閲覧の要請があった場合には、直ちに提出する。
 - ・当社の取締役及び使用人の業務上の情報管理については、情報セキュリティに関連する規程を整備するとともに、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。
- ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社グループの取締役は、自己に委嘱された職務領域について、当社グループに損失を与えうるリスクの管理のために必要な体制を構築・維持を行う権限と責任を有する。
 - ・組織横断的なリスクへの対応は、当社の経理／総務グループが主管し、効率的な推進に当たるために、情報管理委員会（※）を設置する。
 - ・各部門の所管業務に付随するリスク管理については、当該部門が担当し、個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施等を行う。
 - ・当社グループ全体又は経営の根幹に係わる重要事項については、当社の取締役会での審議を経て、対応を決定する。
 - ・当社は激甚災害等による被災を想定し、当社グループ全体の事業継続を図るための組織、指揮命令系統等を定めたマニュアルを策定する。緊急事態が発生した場合には、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。
- 二. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社グループの取締役会は、各取締役が責任を持って担当する領域を明確にした上で、業務執行の決定権限を取締役に委嘱している。各取締役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてグループ全体としての経営目標の達成に努める。
 - ・当社にあっては、経営の意思決定・監督機能を担う取締役会の構成員である取締役が業務執行機能を併せ持つところから、業務執行機能を補完強化するために、執行役員制度を導入する。当制度は、取締役会において選任された執行役員が取締役会決議に従い、所管業務の充実強化に積極的に取り組むことにより、経営環境の変化に迅速かつ確に対応できる経営体制の構築を図るものである。
 - ・当社の取締役会は、毎月、当社の重要な業務執行その他法定の事項についての決定を行うほか、取締役会の場における子会社代表取締役による業務執行状況報告等を通じて、子会社の業務執行についての監督を行い、企業集団としての意思の統一を図る。
 - ・当社グループの職務執行に係る職務権限及び決裁手続き等については、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に定める。これをもって、当社グループの経営活動における意思決定と実

行の迅速化及び責任体制の明確化を図る。「職務権限規程」により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスクなどに関する十分な情報を入手の上、善良なる管理者の注意義務をもって審査し、当社グループにとって最適と合理的に判断する内容の意思決定を行う。なお、各規程については、法令の改廃又は職務執行の変更等があった場合は、随時見直しを行う。

- ・内部監査は、効率性の観点からも実施し、当該内部監査の結果を踏まえて必要な対策を講じることに
より、職務執行の効率性の確保に努める。

ホ. 子会社取締役及び使用人の職務執行に係る事項の報告に関する体制

- ・当社は、グループの戦略機能を担う持株会社として、経営ビジョンの策定、経営戦略の企画立案、経営資源の最適配分等を通じて、グループ全体の効率的運営を図ることを基本的役割とし、子会社各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有したグループ一体となった経営管理を行う。このグループ全体を見据えた経営管理体制の構築を図るために、情報管理委員会（※）を設置する。
- ・当社は、子会社の業務執行に対する監督機能の強化を企図して、当社取締役会における子会社の代表取締役による月次業績等の業務執行状況報告を義務付けている。併せて、グループ全体又は経営の根幹に係る重要事項については、当社取締役会での審議を経て、対応を決定することとし、企業集団としての意思の統一を図る。これらの子会社の経営管理に関する事項は、当社の経営企画グループが主
管し、その経営管理に係る基準及び手続事項は、「関係会社管理規程」に定める。

ヘ. 監査等委員会の職務の補助をすべき使用人に関する事項

- ・当社は、監査等委員会の職務を補助する者を当社の使用人から任命し、監査等委員会付として極力専任させるものとする。

ト. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社において監査等委員会の職務を補助する者は、その指揮命令系統、地位及び処遇等について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を担保するために監査等委員会と事前協議を行うこととする。
- ・当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

チ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対し、取締役会その他重要な会議を通じて職務の執行状況の報告を行うとともに、内部監査部門の監査結果を報告する。
- ・監査等委員会からの求めに応じ、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧に供する。
- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及

び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しく重大な損失を与える事項が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は役員及び使用人による違法若しくは不正な行為を発見したときは、当社の監査等委員会に報告しなければならない。また、これらの者は、前記報告事項に加え、当社の監査等委員会が報告すべきものと定めた事項について、当社の監査等委員会に報告しなければならない。

- リ. 監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社グループは、内部情報提供制度に関する規程に従って当社の監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に、いかなる不利な取扱いも行ってはならないものとし、関係する取締役、執行役員及び従業員はこれを遵守する。
- 又. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・当社は、監査等委員がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ル. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
 - ・当社の監査等委員会は、監査室から当社各部門及び子会社に関する内部監査の内容について説明を受けるなど、監査室との連携を図っていく。
 - ・当社の監査等委員会は、会計監査人との間で年間監査計画の確認を行うとともに、半期毎の会計監査結果の報告を受ける等、定期的に会合を開催する。さらに、必要に応じて、期中監査並びに期末監査の場に同席し、都度、報告及び説明を受けるなど相互の連携を図る。

（※）「情報管理委員会」の設置

当社は、現在、内部統制に関する事項を検討する機関として、「情報管理委員会」を設置している。当委員会委員長には、当社取締役（証券取引所情報取扱責任者兼務）がその任に当たり、常勤監査等委員、当社各室長及び子会社管理部門長が委員に選任されている。当委員会の会議は、予め定められた議題について討議する定例会議（月1回開催）と緊急・突発的な発生事実に対応する特別会議から構成される。その活動内容は、コンプライアンス、リスク管理、情報セキュリティ、人権（セクハラ、パワハラ等）、会社情報の管理・統制、開示情報の決定等を検討するほか、子会社からの業績以外の経営情報等の収集に当たっている。当委員会にて取り上げる個々の議題を包括した概念としては、昨今、CSR（企業の社会的責任）活動が注目を集めているが、このCSR活動は「内部統制システム」の整備と不可分の関係にあるところから、当委員会を中核にCSR活動にグループ全体をあげて取り組むことにより、内部統制システムの実効性を高め、当社グループの企業価値の向上に結びつけていくものである。なお、当委員会の活動内容は毎月の当社の取締役会での報告事項としている。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を17回開催しております。

②監査等委員による監査

社外取締役を含む監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会に出席するほか、会計監査人とは定期的に、内部監査室との間では毎月情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。当事業年度におきましては、監査等委員会を14回開催しております。

③情報管理委員会の実施

組織横断的に法令の遵守、リスク対応等を図る体制として、情報管理委員会を設置しており、当事業年度におきましては12回開催いたしました。また、グループ社員に対しては、社内電子掲示板等を活用して、コンプライアンス資料等を毎月配信するなど、法令遵守に向けた取り組みを継続的に実施しております。なお、当委員会活動の概要については月例の取締役会にて報告いたしております。

④内部監査の実施

監査計画書に基づき、当社グループの業務が、法令や企業理念、社内規程等に従って適正かつ効率的に遂行されているかについて評価・検証するため、監査室が監査等委員、会計監査人と連携をとりながら、内部監査を実施しております。

⑤財務報告に係る内部統制

内部統制基本方針に基づき、内部統制の評価を実施しております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題として認識し、中長期の企業成長を図るために、必要な投資額等を総合的に勘案した上で、安定的な配当を継続することを基本方針に掲げるとともに、連結配当性向の目安を50%程度としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、業績及び今後の事業展開等を勘案し、前期末配当より1円増配し1株当たり23円、中間配当17円を含めて年間40円を予定しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,000	－	37,755	△4,170	36,584
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,347		△1,347
親会社株主に帰属する当期純利益			2,946		2,946
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		4		25	29
自 己 株 式 の 消 却		△3,940		3,940	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		3,936	△3,936		－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△2,336	3,965	1,628
当 期 末 残 高	3,000	－	35,418	△205	38,213

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△20	37	1,609	1,626	38,211
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,347
親会社株主に帰属する当期純利益					2,946
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					29
自 己 株 式 の 消 却					－
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△12	△47	827	767	767
当 期 変 動 額 合 計	△12	△47	827	767	2,395
当 期 末 残 高	△33	△10	2,437	2,393	40,607

(注)連結株主資本等変動計算書は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 8 社
- ・ 連結子会社の名称 フランスベッド(株)
フランスベッドファニチャー(株)
フランスベッド販売(株)
(株)エフビー友の会
東京ベッド(株)
(株)翼
カシダス(株)
(株)ホームケアサービス山口

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 江蘇芙蘭舒床有限公司
フランスベッドメディカルサービス(株)
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

当連結会計年度において、(株)ミストラルサービスは、連結子会社が保有する株式を売却したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社の名称 江蘇芙蘭舒床有限公司
フランスベッドメディカルサービス(株)
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度より、連結子会社である㈱ホームケアサービス山口の決算日を10月31日から3月31日に変更し連結決算日と同一としております。これまで、連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の1月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しておりましたが、この決算期変更に伴い、当連結会計年度における当該連結子会社の会計期間は2024年2月1日から2025年3月31日までの14ヶ月となっており、決算期変更に伴う影響額は連結損益計算書を通じて調整しております。

なお、当該連結子会社の2024年2月1日から2024年3月31日までの売上高は415百万円、営業利益は71百万円、経常利益は73百万円、税金等調整前当期純利益は72百万円であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

・ 其他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品、製品、仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・ 原材料、貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

賃貸用資産 3～10年

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～13年

工具、器具及び備品 2～20年

賃貸用資産のうち、取得価額が20万円未満の少額賃貸資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年又は10年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ホ. 偶発損失引当金

将来発生する可能性のある偶発事象に対し、必要と認められる損失額を合理的に見積り計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、「メディカルサービス事業」における医療・介護用ベッド、福祉用具の製造、レンタル、小売及び卸売、住宅改修、病院・ホテル等のリネンサプライ、及び「インテリア健康事業」におけるベッド・家具類・寝装品・健康機器等の製造・卸売を主な事業としております。

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、着荷時又は検収時に収益を認識しております。

工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

「メディカルサービス事業」のレンタル取引については、収益認識会計基準の適用除外項目である「リース取引」に該当することから、顧客との契約から生じる収益に含めておりません。

販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用、及び営業外費用として計上していた売上割引については、顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引）

・ヘッジ対象

為替の変動リスクにさらされている外貨建金銭債権債務（外貨建予定取引を含む。）

ハ. ヘッジ方針

主に原材料及び商品の輸入取引に係る為替の変動リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引を行うにあたっては、予定取引額を限度とし、一定のヘッジ比率以上を維持するよう管理しております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

・事前テスト

「市場リスク管理規程」及び「リスク管理要領」に従ったものであることを検証します。

・事後テスト

外貨建取引における為替の変動リスクに対して、相場変動及びキャッシュ・フローの変動が回避されたか否かを検証します。

⑦ 繰延資産の処理方法

社債発行費の処理方法は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

固定資産に係わる控除対象外消費税等は当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過措置及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過措置に従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

- ・のれんの減損

(1) 当連結会計年度末ののれんの金額

457百万円

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社グループは、超過収益力を前提としたのれんを計上しており、のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却をしております。

また、四半期ごとにのれんの減損の兆候の判定を実施しており、将来の事業計画や市場の動向などを判断材料としております。

なお、これらの判断材料が大きく変化した場合、のれんの減損損失を認識する可能性があります。

当連結会計年度における減損の兆候を判定した結果、減損の兆候は無い為、のれんの減損損失を認識しておりません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
 差入保証金 9百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,839百万円
- (3) 保証債務
 下記の借入金に対し、債務保証を行っております。
 従業員 2百万円
 下記の会社のリース契約に対し、債務保証を行っております。
 カシダス㈱ 34百万円
 下記の会社の前受業務保証金供託委託契約に対し、下記の債務が発生する可能性があります。
 ㈱エフビー友の会 534百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。
180百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 の株式数(千株)
普通株式	38,397	－	3,650	34,747

(注) 発行済株式の総数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却3,650千株による減少分であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	759	22.00	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	587	17.00	2024年9月30日	2024年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	794	利益剰余金	23.00	2025年3月31日	2025年6月25日

(3) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高 （百万円）
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	3,566	112	－	3,678	5,039

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性及び流動性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入、社債発行等により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従ってリスクの軽減を図っております。有価証券は合同運用指定金銭信託であります。また、投資有価証券は主に株式であり、上場株式については定期的に時価の把握をおこなっております。

支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は1年以内の支払期日であり、財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新しております。

短期借入金の使途は運転資金であり変動金利であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資及び運転資金に必要な資金の調達が目的であります。長期借入金の使途は長期運転資金及び設備投資資金であり、変動金利及び固定金利であります。社債の使途は運転資金及び設備投資資金であり固定金利であります。転換社債型新株予約権付社債の使途は設備投資資金及びM&Aの投資資金並びに自己株式取得資金であります。

長期借入金、社債及び転換社債型新株予約権付社債の返済期限等は決算日後、最長で8年9ヶ月後であります。

デリバティブ取引は、為替の変動リスクをヘッジすることを目的に、「市場リスク管理規程」「リスク管理要領」に従い、実需の範囲でおこなうこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注)参照）。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形	365	365	－
(2) 売掛金	9,275	9,275	－
(3) 電子記録債権	1,161	1,161	－
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	10,133	10,133	－
資産 計	20,936	20,936	－
(1) 支払手形及び買掛金	2,666	2,666	－
(2) 電子記録債務	2,018	2,018	－
(3) 短期借入金	1,540	1,540	－
(4) 長期借入金（※１）	4,810	4,655	△154
(5) リース債務（※２）	4,319	4,319	－
(6) 社債	1,500	1,455	△44
(7) 転換社債型新株予約権付社債	5,039	5,230	190
負債 計	21,894	21,885	△8
デリバティブ取引（※３）	△14	△14	－

（※１）１年以内に期限が到来する長期借入金を含めております。

（※２）流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

（※３）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	127
非連結子会社及び関連会社株式	64

これらについては、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	103	－	－	103
デリバティブ取引 通貨関連	－	△14	－	△14
資産計	103	△14	－	88

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	365	—	365
売掛金	—	9,275	—	9,275
電子記録債権	—	1,161	—	1,161
有価証券及び投資有価証券 その他	—	10,030	—	10,030
資産計	—	20,832	—	20,832
支払手形及び買掛金	—	2,666	—	2,666
電子記録債務	—	2,018	—	2,018
短期借入金	—	1,540	—	1,540
社債	—	1,455	—	1,455
転換社債型新株予約権付社債	—	5,230	—	5,230
長期借入金	—	4,655	—	4,655
リース債務	—	4,319	—	4,319
負債計	—	21,885	—	21,885

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・有価証券及び投資有価証券

上場株式、合同運用指定金銭信託及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している合同運用指定金銭信託及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

・デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・受取手形、売掛金及び電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・転換社債型新株予約権付社債

当社の発行する転換社債型新株予約権付社債の時価は、取引証券会社より提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社グループでは、東京都や大阪府その他の地域において、賃貸土地、賃貸住宅等を所有しております。
- (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,140	4,318

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」を合理的な基準に基づき調整を行った金額によっております。

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	メディカル サービス	インテリア 健康	計		
売上高					
一時点で移転される財	16,757	19,455	36,212	222	36,434
一定の期間にわたり移 転される財	58	23	81	－	81
顧客との契約から生じ る収益	16,815	19,478	36,293	222	36,515
レンタル取引等に係る 収益 (注) 2	23,694	3	23,697	348	24,045
外部顧客への売上高	40,509	19,481	59,990	571	60,561

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の事業を含んでおります。
2. 「メディカルサービス事業」のレンタル取引、及び不動産賃貸等に係る収益については、収益認識会計基準の適用除外項目である「リース取引」に該当することから、顧客との契約から生じる収益には含めておりません。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,177
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,861
契約負債（期首残高）	234
契約負債（期末残高）	221

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、151百万円であります。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,175円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 85円28銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 76円89銭 |

(注) 連結注記表は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	3,000	750	29,533	30,283	4,923	4,923	△4,170	34,036
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△1,347	△1,347		△1,347
当 期 純 利 益					1,159	1,159		1,159
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			4	4			25	29
自己株式の消却			△3,940	△3,940			3,940	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	△3,936	△3,936	△187	△187	3,965	△158
当 期 末 残 高	3,000	750	25,596	26,346	4,736	4,736	△205	33,877

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△25	△25	34,011
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,347
当 期 純 利 益			1,159
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			29
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△5	△5	△5
当期変動額合計	△5	△5	△164
当 期 末 残 高	△31	△31	33,846

(注)株主資本等変動計算書は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及びその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外
のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 6～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

均等償却しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費の処理方法は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

・関係会社株式及びその他の関係会社有価証券の減損

(1) 当事業年度末の関係会社株式の金額

42,998百万円

当事業年度末のその他の関係会社有価証券の金額

227百万円

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、市場価格のない関係会社株式及びその他の関係会社有価証券について、直近の決算書等を用いて算出した実質価額が取得価額に比して、50%以上下落した場合には、実質価額まで減損処理することとしております。また、実質価額が取得価額に比して 30%以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理することとしております。なお、当事業年度において関係会社株式及びその他の関係会社有価証券にかかる評価損は計上しておりません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 17百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを含む）

短期金銭債権	5,192百万円
長期金銭債権	20百万円
短期金銭債務	18,358百万円

(3) 取締役に対する金銭債務

短期金銭債務	71百万円
長期金銭債務	170百万円

(4) 当社は、グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、フランスベッドホールディングスグループ・キャッシュ・マネジメント・サービス(以下「CMS」)を導入しております。

当社は、グループ会社7社とCMS運営委託基本契約を締結し、CMSによる貸出限度額を設定しております。これらの契約に基づく当事業年度末の貸出未実行残高等は次のとおりであります。

CMSによる貸出限度額の総額	12,840百万円
貸出実行残高	4,829百万円
差引額	8,011百万円

なお、上記CMS運営委託基本契約において、資金使途が限定されているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	2,856百万円
② 一般管理費	860百万円
③ 営業取引以外の取引高	48百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普 通 株 式	3,859	3	3,673	189

(注) 自己株式の株式数の増加3千株は、譲渡制限付株式報酬における無償取得3千株、及び単元未満株式の買取り0千株によるものであり、減少3,673千株は、取締役会決議による自己株式の消却3,650千株、及び自己株式の処分23千株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

賞与引当金	21百万円
未払事業税	11百万円
投資有価証券評価損	128百万円
その他の関係会社有価証券評価損	12百万円
長期未払金	53百万円
その他	25百万円
繰延税金資産小計	253百万円
評価性引当額	△140百万円
繰延税金資産合計	112百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は2百万円増加し、法人税等調整額が1百万円減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
フランスベッド㈱	直接所有 100%	経営指導 業務代行 出向社員の受入 資金の管理 役員の兼任	経営指導料の受取(注1) 業務代行料の受取(注1) 出向社員人件費の支払(注2) 資金の貸付(注3) 利息の受取(注3) 資金の預り(注4) 利息の支払(注4)	1,204 387 554 4,400 30 17,499 13	未収入金 未収入金 未払費用 関係会社短期貸付金(注3) 関係会社預り金(注4)	280 101 33 4,400 16,550
フランスベッド販売㈱	間接所有 100%	資金の管理	資金の預り(注4) 利息の支払(注4)	1,116 0	関係会社預り金(注4)	1,096

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 子会社に対する経営指導料の算定については、当社の経営指導運営コストに一定料率を加えたものとし、契約に基づき事業年度毎に当社が設定しております。

(注2) 出向社員の受入による人件費の支払いについては、出向元の人件費を基準として決定しております。

(注3) 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注4) 子会社からの資金の預りは、CMSによるものであり、会社間で資金の取引が反復的に行われているため、取引金額は期中平均残高を記載しております。また、利息については、市場金利を勘案して決定しております。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	979円42銭
(2) 1株当たりの当期純利益	33円55銭
(3) 潜在株式調整後1株当たりの当期純利益	30円14銭

(注) 個別注記表は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。